

# 建設業法実務研究会会則

(名称)

第1条 当会は、建設業法実務研究会と称し、通称名として業法研と標記する。

(事務所所在地)

第2条 当会の事務所は、会長の事務所に置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長が指定する所在地に事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 建設産業に係る関係法令が定める理念や運用を研究し、実務の研鑽をはかると共に、広く建設産業界に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 建設産業関係法令の調査、研究、資料の収集及び供覧
- 二 建設産業関係法令に関する研修会、講演会、セミナー及び意見交換会の開催
- 三 研究成果の発表及び出版並びに広報啓蒙の活動
- 四 関連諸団体との交流及び協力体制を確立させるための活動
- 五 前各号に掲げるもののほか、当会の目的を達成するために必要な事業

(会員の構成)

第5条 当会は、行政書士会所属の登録会員であって、この会則に基づく活動に賛同する個人登録行政書士で構成する。

(入会及び会員登録)

第6条 当会に入会するには、世話役会規程に定める入会届を提出し、世話役会の過半数の承認を得なければならない。

2 前項に定める入会承認の通知を受領した者は、本会則が定める入会金及び会費を納入した後に、会員としての登録を受けることができる。

(会員名簿の記載の変更)

第7条 会員は、入会届に記載した内容に変更があった場合、速やかにその旨を届けなければならない。

(退会)

第8条 会員は、次の事実が決定した日に退会する。

- 一 会員から退会届が当会事務所に届いたその日
- 二 行政書士会の廃業及び登録抹消があったその日
- 三 会費などの納入が1年以上ないことにより、世話役会の過半数の決議で決定したその日
- 四 その他、本会則に違背又は行政書士としての法令規定に違背したことにより、世話役会の決議で決定した後、総会において出席した会員の3分の2以上の決議で決定したその日

(役員等)

第9条 当会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
  - 二 世話役 10名以内
  - 三 監査役 2名以内
- 2 会長に事故ある場合は、会長代行者は世話役の中から世話役会で決める。
  - 3 当会は顧問及び相談役を若干名置くことができる。

(役員等の選任)

第10条 会長、世話役及び監査役は、会員の中から総会で選任する。

- 2 顧問は、会員以外の中から、建設産業関係法令及び建設産業関係業務に精通した者を、世話役会の決定を以って委嘱する。
- 3 相談役は、当会の活動に造詣と理解を持ち、当会の発展に貢献又は寄与する者を、世話役会の決定を以って委嘱する。

(役員等の任期)

第11条 役員等の任期は、就任後の第2回目の定時総会終結の時までとする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とし、補充による役員の場合は他の役員の任期と同一とする。

- 2 役員等は再任を妨げない。

(世話役会)

第12条 世話役会は、会長及び世話役で構成し、必要に応じて、監査役を招集することができる。

- 2 世話役会の招集は会長が行い、構成員の過半数をもって開催する。
- 3 会長は、オブザーバーとして、世話役会議に顧問及び相談役を招集することができる。
- 4 世話役会の議長は、会長が行う。

(世話役会の決議事項)

第13条 世話役会は、次の事項を議決する。

- 一 事業計画及び予算に関すること。
  - 二 その他、会務の執行に関する一切のこと。
- 2 世話役会の決議は、前条第1項に定める役員のうち、出席者の過半数を持って行う。

(総会)

第14条 総会は、定時総会と臨時総会の2種類とする。

- 2 定時総会は、毎会計年度終了後2ヶ月内の間に会長が招集し開催する。
- 3 臨時総会は、世話役会の決議で開催を決議した場合及び会員の過半数から開催の請求があった場合にこれを開催する。

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会は開催日の10日前までに文書又は電磁的記録の方法をもって通知しなければならない。
- 3 前項の通知は、会議の日時、場所及び会議の目的を記載しなければならない。
- 4 会長は、総会開催請求による招集を行う場合は、請求のあった日から1ヶ月以内にこれを招集しなければならない。

(総会の定足数)

第16条 総会は、全会員うちの過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 前項の出席者数は、総会へ出席した者の決議に従うとして、委任状を提出した会員を含むものとする。
- 3 総会への出欠通知及び委任状は、書面又は電磁的記録の方法をもって届けであるものとする。

(総会の決議)

第17条 総会は、次の事項を決議する。

- 一 事業報告及び事業計画に関すること。
  - 二 予算及び決算に関すること。
  - 三 役員の選任に関すること。
  - 四 重要事項として附記提案の決議があった事項
- 2 総会開催請求による総会は、開催請求の目的に基づく事項とする。
- 3 総会の決議は、議長を含め出席した出席会員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 総会の議事については、議事の記録を作成し、2年間保存する。

(資産経費)

第18条 当会の維持運営は、次に掲げる収入によって行う。

- 一 入会金 30,000円
- 二 年会費 20,000円（但し入会を承認した年度の会費は免除する。）
- 三 寄付金品
- 四 事業開催などによる臨時収入金
- 五 その他の収入

(会費の納付)

第19条 会費は、毎年7月1日現在に在籍する会員に対し7月末までに納付手続案内を行い、会員は世話役会で定めた方法により同年8月末日までに納入しなければならない。

- 2 会費及び入会金は、如何なる事情によると係わらず、返納しない。
- 3 会員が当会を退会し又は死亡した場合は、本人又はその利害関係人は何らの請求権を有しない。

(慶弔金)

第20条 慶弔に関する事項は、次のとおりとする。

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| 一 会員の婚姻         | お祝金1万円              |
| 二 会員及び会員の配偶者の出産 | お祝金1万円（入会後の第1子に限る。） |
| 三 会員の死亡         | 香典3万円又は相当の供花        |
| 四 会員の配偶者の死亡     | 香典1万円又は相当の供花        |
| 五 会員の実父母の死亡     | 香典1万円又は相当の供花        |
| 六 会員の同居の義父母の死亡  | 香典1万円又は相当の供花        |

(会計年度)

第21条 当会の会計年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(予算の流用)

第22条 会長は、支出予算については、各規定に定められた項目以外は支出してはならない。ただし、予算の執行上の必要によりあらかじめ総会の議決を得た場合はこの限りではない。

2 会長は、前項ただし書の規定により支出したときは、その後に開かれる最初の総会において承認を得なければならない。

(その他の業務運営)

第23条 世話役会は、この会則に定めるもののほか当会の運営に必要な事項について、別に規定等を定めることができる。

(会則の改正)

第24条 本会則を改正するには、総会の決議を経なければならない。

附則 本会則は、昭和60年7月より施行された規約をもとに改正したものである。  
この規約に定める以外の事項は、総会又は世話役会の決するところによる。

附則 平成元年7月21日 第5条、一部改正し、同日施行。

附則 平成4年7月24日 第10条追加し、同日施行。

附則 平成6年7月22日 第4条の2を追加し、並びに第5条改正試案を定時総会で承認し、同日施行。

附則 平成8年7月29日 第5条を一部改正し、同日施行。

附則 平成14年8月8日 第5条を一部改正し、同日施行。

附則 平成18年7月28日 前文を全面改正、第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第9条を一部改正し、同日施行。

附則 平成21年7月24日 第5条、第6条を一部改正し、同日施行。

附則 平成22年7月23日 第8条を一部改正し、同日施行。

附則 平成26年8月1日 第8条を一部改正し、同日施行。

附則 令和元年8月23日 逐条を改正し、同日施行。